

## 京都外国語大学特別聴講規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学（以下「本学」という。）学則第63条2項の規定により、特別聴講に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 特別聴講を希望する者の出願資格は、本学と交流協定を締結する大学又は短期大学に在学している者とする。

(聴講期間)

第3条 聴講期間は1年以内とし、京都外国語大学の学年暦に準ずる。

(出願書類)

第4条 第2条に規定する者の出願書類及び手続きについては、別に定める。

(入学許可)

第5条 所定の手続きにより特別聴講に出願した者については、授業の運営に支障にならないかぎり、入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、選考を行うことがある。

(特別聴講科目)

第6条 特別聴講生は、本学が別に定める科目を聴講できるものとする。

2 前項の科目については、履修条件を別に定める。

(試験及び単位の授与)

第7条 受講した授業科目の試験に合格した場合は、その授業科目の単位を授与する。

(証明書の発行)

第8条 前条の規定により単位を授与された科目については、「成績証明書」を発行する。

(身分の取り消し)

第9条 次の各号の一に該当する者は、特別聴講生の身分を取り消す。

- (1) 本学諸規則に違反した者
- (2) 出願資格を喪失した者
- (3) その他、本学が特別聴講生として不適格と判断した者

(準用する規程)

第10条 特別聴講生には、この規程に定めるもののほかは、学則を準用する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成6年4月1日制定、平成9年4月1日改正、平成11年4月1日改正、  
平成19年1月30日改正、平成27年2月25日改正、平成29年12月18日改正、)